

## 吉川小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、絶対に許されない人権侵害（差別）事象である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、ささいなことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもたちの意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子どもたちを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもたちの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要である。

本校の学校教育目標は、「ともに、よく学び、よく遊び、たくましく生きる子ども」である。子ども同士をつなぎ、子どもと教職員をつなぎ、「学校、好きやねん。友だちはいるし、勉強もわかるもん。」と、目をきらきらと輝かせて学校生活を送る、そんな子どもを育てたい。そのために、「いじめ防止基本方針」を定める。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

具体的ないじめの例としては、下記のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 物品や金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等々

### (2) いじめ防止のとりくみ

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実から、すべての子どもたちを対象に、いじめを未然に防止する日常の指導にとりくむ。

#### <学校づくりでのとりくみ>

- 子どもと子ども、子どもと教職員をつなぐとりくみを進め、安心安全な学校生活を送ることができるようになる。
- 職員会議等に“子どもたちの実態交流”の時間を設定し、配慮を要する子ども（欠席日数が

- 月5日以上の子どもや集団生活が苦手な子ども等々)の現状を確認する。
- 人間関係づくりの実態交流を行い、各学級の課題について教職員が共通認識を持つ
  - 学校生活を送る上での規律や授業を受ける上での規律について全教職員で確認し、学年に応じた指導を実施する。
  - 吉小サポーターとの活動(授業、登下校等)を通して、子どもたちの学習意欲や社会性を高める。

#### ＜教育課程でのとりくみ＞

- わかる授業のとりくみを推進する。
- 道徳教育、人権教育、キャリア教育を中心に、よりよく生きる力を引き出し、互いを認め合える人間関係をつくる。
- 異学年との合同授業やきょうだい学年、縦割り班での活動などを通して、子どもたちの自尊感情を高める。
- 体験活動や読書活動を通して、豊かな心情を育む。
- 子どもたちが、他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるように、コミュニケーション能力の育成にとりくむ。

#### ＜教職員研修でのとりくみ＞

- いじめに関する共通認識を図るため、様子や特質、原因・背景、指導上の留意点等について校内研修を行う。
- 教職員の資質向上のため、教職員の共通認識を図るために、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 授業改善、人間関係づくりに関する校内研修を行う。
- 研修結果を子どもたちにわかりやすく伝える。

#### ＜保護者、地域の人々への啓発及び連携＞

- PTA総会や実行委員会、懇談会、家庭訪問、学級通信等を利用し、保護者に対して「相談窓口」や「いじめ対策委員会」の周知を図るとともに、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- 学校だよりを利用し、地域やサポーターの方々に対して「相談窓口」や「いじめ対策委員会」の周知を図る。
- サポーター全体会や学校協議会を活用し、いじめ問題の重要性の認識を広める。

### (3) いじめ早期発見のとりくみ

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- 日頃から、子どもたちの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- 定期的なアンケート調査や個人面談の実施により、子どもたちがいじめを訴えやすい体制を整

え、いじめの実態把握にとりくむ。

- 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- いじめは、本人からではなく友だちから、担任や養護教諭への相談によって発見されることが多いので、普段からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者からの連絡等で早期に解決された事案も多いので、家庭と連携して子どもを見守る。また、個人懇談や家庭訪問を利用し、子どもの状況把握に努める。
- 「相談窓口」や「電話相談」等について、子どもたちや保護者に広く周知する。
- 日記や班ノートを活用し、友だち関係や悩みなどの把握に努める。

#### (4) いじめ発見・通報時の対応

いじめにあった子どものケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為におよんだ子どもたちの原因、背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見る時、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあつたりする場合がある。したがって、いじめた当事者が、自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちになるような指導が必要である。

##### ①校内体制

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止める。
- 子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合は、丁寧に話を聞く。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。
- いじめを発見・通報を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、被害の実態を複数教員で聞き取りをする。聞き取りに関しては、いじめられた子どもの負担にならないように特別に配慮する。保護者からの訴えの場合は、担任・管理職・養護教諭・いじめ不登校担当者のいずれかが窓口になり、複数でていねいに話を聞く。
- いじめた子どもからの聞き取りを複数教員で行い、事実確認に努める。
- 教職員による事実確認終了後、報告を受けた管理職は、教育委員会に連絡をするとともに、関係教職員を招集し、「いじめ対策委員会」を持つ。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、所轄警察署と連携し対応を検討する。
- いじめ対策委員会において、「重大事態」対応・「いじめ対策委員会」対応のいずれにするかを決定する。
- ◆「重大事態」対応については教育委員会に報告し、第 28 条による第三者委員会を設置し、調査情報を一元化する。

##### <重大事態について>

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（28 条第 1 号）
  - ・自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき（28 条第 2 号）
  - ・年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

- ◆「いじめ対策委員会」対応については、管理職、人権教育担当、生活指導担当、いじめ不登校担当、養護教諭、担任で構成された委員会で、今後の指導、対策を検討する。必要に応じて、豊能町SSW、SC等の参加を求める。(第22条に該当する組織)

#### ②いじめられた子ども及びその保護者への支援

- いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けることができる環境(いじめた子どもの別室登校等)を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人(親しい友だちや教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。必要に応じてSSWやSCの協力を得る。

#### ③いじめた子どもへの指導及びその保護者への助言

- 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係を聞く。いじめに関わったとされる子どもからの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮が必要である。
- 事実関係の聞き取りが終われば、いじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめた子どもに対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮しなければならない。指導に当たっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてSSWやSCの協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防ぐ措置をとる。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- 同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもたちに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の子どもたちは、いつ自分が被害を受けるかもわからないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもたちに徹底して伝える。
- いじめが認められた場合、被害、加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図ることが重要である。すべての子どもたちが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子どもたち一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもたちが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるように努める。
- いじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるとともに、いじめに関わった子どもたちの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもたちへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どもたちのエンパワメントを図る。必要に応じてSSWやSCの協力を得る。

## (5) いじめ防止年間計画

月	学校行事等	と り く み	いじめ対策委員会
4月	始業式・入学式 学級懇談会 個人懇談	・相談窓口、いじめ対策委員会の周知 ・学級の様子や学級経営方針検討	<b>第1回</b> ・年間計画の確認 ・にこにこアンケート内容・検討
5月	参観 PTA 予算総会	・子どもの様子の把握 ・学校いじめ防止基本方針の趣旨説明 ・道徳（いじめを考える）：全学年 ・学級集団づくり交流	
6月	水泳指導 学校協議会	・ <b>にこにこアンケートの実施</b> ・子どもの様子の把握	
7月	水泳指導 個人懇談		<b>第2回</b> ・にこにこアンケートの回収 ・分析結果の交流、検討
8月			<b>第3回</b> ・やまびこアンケートの内容検討
9月	臨海学舎 人権参観 学級懇談会	・宿泊体験活動や人権参観・懇談会、学 習発表会にむけての取組み ・学級実態交流	
10月	修学旅行 運動会	・運動会にむけてのとりくみ ・学級実態交流	
11月	人権学習の日	・人権学習の日にむけての取組み ・学級実態交流 ・やまびこアンケート実施 ・ <b>にこにこアンケートの実施</b>	
12月	個人懇談 作品展 学校協議会	・子どもの学力面、生活面について	<b>第4回</b> ・やまびこ・にこにこアンケート の回収と分析 ・分析結果の交流、検討
1月		・学級集団づくり交流（総括） ・ <b>にこにこアンケートの実施</b>	
2月	学校公開 学級懇談会 入学説明会 学校協議会 PTA 決算総会	・年間総括と来年度に向けた取組みの 見直し	<b>第5回</b> ・来年度に向けて ・にこにこアンケート分析
3月	卒業式 修了式		

※全学年、研究授業または研修報告を行い、授業力の向上をめざす。

※人権参観・人権懇談会・道徳授業参観を、年に1回行い、人権について考える機会をもつ。

※新型コロナウイルス感染状況によっては、年間計画の変更もある

(6) いじめ防止のための学校組織

